

第2回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和4年5月20日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
- 第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第3号 農地法第3条の許可申請について
- 第6 議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- 第7 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 第8 その他

◎出席委員 (10名)

- 1番 菅野能弘
- 2番 長谷川和夫
- 3番 佐藤能將
- 4番 樋口國先
- 5番 加川可名子
- 6番 神野充布
- 7番 杉田文枝
- 8番 山下博史
- 9番 瓜田晃
- 10番 藤本博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
- 事務局次長 中村 稔
- 副主幹 村田絵美



議会定期総会と美深町農業後継者育成推進協議会定期総会が開催されます。こちらは藤本会長と事務局で対応します。31日から6月1日、令和4年度全国農業委員会会長大会及び上川地方農業委員会連合会都府県農業事情視察研修が東京都で行われます。藤本会長が出席いたします。15日から17日令和4年美深町議会第2回定例会が開催されます。藤本会長、山崎局長、中村次長が出席の予定です。第3回農業委員会総会ですが、6月25日は土曜日になりますのでその前日の6月24日に開催したいと思いますがいかがでしょうか。それでは、第3回農業委員会総会は6月24日開催します。それと7月の日程になりますが、7月6日から7日で令和4年度北部上川農業委員会協議会道内研修報告が長沼町と当別町で開催の予定です。藤本会長と瓜田代理と事務局で対応となっておりますのでこれから周知させていただきます。説明は以上です。

藤本会長

ただいまの報告につきまして、ご質疑等があれば受け賜ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

なければ次に進みます。

### ◎日程第3 議案第1号

藤本会長

<日程第3>議案第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、4ページをご覧ください。議案第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので審議願います。

整理番号1番、貸主、字〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地 〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△、△△△㎡、外△筆、合計△△筆、合計面積△△、△△△㎡です。賃貸借の期間は平成27年5月27日から令和7年5月26日まで、合意による解約年月日は令和4年5月15日、土地の引渡期日は令和4年5月15日となります。貸主の申し入れによる合意解約でして、農地を売買するため解約となります。合意解約から土地の引渡期日まで6か月以内なので、合意解約は成立していると考えられます。説明以上です。

藤本会長

議案第1号について審議を願います。  
ご質疑、ご意見を賜ります。  
ありませんか。

藤本会長

ご質疑等が内容でありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。  
よって、議案第1号農地賃貸借の解約については、原案のとおり可決されました。



の状況が悪いためこちらを考慮しての価格の設定となっております。説明は以上です。

藤本会長

議案第2号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

藤本会長

(「なし」という者あり)

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

藤本会長

(全員の挙手あり)

全員賛成です。

よって、議案第2号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第5 議案第3号

藤本会長

<日程第5>議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題に供します。事務局より説明願います。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは7ページをお開きください。

議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められた令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の可否について、審議を求めます。1 点検・評価(案)、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)は8ページからになります。2 公表の方法、町及び一般社団法人全国農業会議所ホームページに掲載を予定しています。

それでは点検・評価(案)ですが、8ページから読み上げさせていただきます。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、Ⅰ農業委員会の状況については、令和4年3月31日現在となります。1 農業の概要。耕地面積につきましては、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入しております。経営面積は、農林業センサスに基づいて記入しております。遊休農地面積、こちらにつきましては美深町今ありませんので、0ということになっております。農地台帳面積は、農業委員会の農家台帳から農地の面積を算出しております。続いて下の表になります。農家数と農業者数につきましては、農林業センサスに基づいて記入をさせていただいております。横の経営数ですけれども、こちら認定農業者数になりますが、こちら農業委員会調べということで人数を確認しております。2 農業委員会の現在の体制ですが、新制度に基づく農業委員会の委員の定数は10人実数も10人、内訳としましては以下の通りです。任期満了日(月)日は令和5年7月19日となります。

続きまして9ページをお開きください。Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化です。1 現状及び課題、管内の農地面積5,010ha、これまでの集積面積4,279.05ha、集積率85.41%になります。課題は担い手に集積を進め集積率は微増したが、個々の経営面積が増加し規模拡大に限界が生じている状況である。地域農業を支える新たな担い手の育成、確保が求められるです。2 令和3年度の目標及び実績、集積目標は4,309ha、集積実績4,279.05ha、うち新規実績はありません。達成状況は99.3%です。3 目標の達成に向けた活動、

活動計画につきましては、通年、円滑な権利設定・移転ができるよう農業経営基盤強化促進法に基づく集積等を推進する。活動実績は、営農集団内の担い手へ農業経営基盤強化促進法に基づく集積を図り、担い手への集積を促進した。4 目標及び活動に対する評価です。目標に対する評価は、担い手の規模拡大の意向について関係機関と連携した取り組みの中で把握することが必要である。活動に対する評価は、担い手への利用集積が可能な農地の把握を行い、利用集積に向けた活動につなげることができた。10 ページになります。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、1 現状及び課題、新規参入の状況は、平成 30 年度、令和元年度については、参入者数は 0 という一方で、農地面積も 0 となっています。令和 2 年度は新規参入者 2 経営体ということで〇〇地区の〇〇さんと〇〇地区の〇〇さんになります。取得した農地面積 25.5ha となっております。課題としまして、営農技術の取得、資金面等含めて安定した経営までには 5 年以上の年数がかかるです。2 令和 3 年度の目標及び実績は、参入目標は 1 経営体としておりましたが、参入実績なしということで 0 経営体、参入目標面積も 15ha としておりましたが参入がありませんのでこちらも 0ha となっております。達成状況は 0% となっております。3 目標の達成に向けた活動ですが、活動計画、通年、関係機関と連携して新規就農に向けた相談等に応じる。活動実績は、新規参入者の相談は数件あったが就農には至らなかった。農業実習希望者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受入れ活動を中止した。4 目標及び活動に対する評価。目標に対する評価は、新規就農予定者について、関係機関と連携を図り達成できた。活動に対する評価は、今年度は、新規就農者の実績は 0 件だが、新規就農者及び次年度以降に新規就農予定者に対して、就農に向け関係機関と連携を図ったです。11 ページをお開きください。Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価です。1 現状及び課題です。管内の農地面積は 5,010ha 遊休農地は 0 ということで割合は 0% です。課題は、農業従事者の減少や離農等により、農地の有効利用が難しくなってくるのが予想され、新たな遊休農地を発生させないためにも啓発活動を行う。2 令和 3 年度の目標及び実績は、遊休農地がありませんので 0 としております。3 2 の目標達成に向けた活動ですが、活動計画は、農地利用状況調査は、調査員数 10 人で行いまして、実施時期を 8 月から 9 月、結果とりまとめが 10 月から 11 月、調査方法は、町農務課と農業委員による農地利用調査を実施する。農地の利用意向調査の実施時期は 12 月から 1 月という計画となっています。活動実績ですが、農地利用状況調査は、調査委員は農業委員 10 人で 8 月に行いまして、結果の取りまとめも 8 月から 9 月に行っております。農地の利用意向調査については、該当がありませんでした。4 目標及び活動に対する評価は、目標に対する評価は目標を達成することができた。活動に対する評価は活動計画通りに実施でき農地の状況を確認したです。12 ページになります。Ⅴ 違反転用への適正な対応です。1 現状及び課題ですが、管内の農地面積は 5,010ha、違反転用は確認しておりませんので 0 となっております。課題としましては、現在、把握している違反転用はないが、今後も未然防止のための啓発活動が必要である。2 令和 3 年度実績です。実績もありませんでしたので 0 となっております。3 活動計画・実績及び評価です。活動計画は、農業委員による違反転用に対する日常の監視を強化する。農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査時に転用調査を徹底する。活動実績につきましては、農業委員による委員転用に対する日常の監視を行った。8 月に農地利用状況調査を実施し、同時に違反転用の調査を行った。活動に対する評価は、農業委員による日常の監視等が早期対応、解決につながるものである。13 ページをお開きください。Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1 農地法第 3 条に基づく許可事務です。1 年間の処理件数は 4 件、うち許可 4 件で、不許可はありません。点検項目につきましては、各項目の是正措置はすべてなしということで、実施状況のみ読み上げさせていただきます。事実関係の確認の実施状況ですが、事務局で申請書類の確認を行い、必要に応じて農業委員及び事務局職員で聞き取り調査、現地調査を実施している。総会等での審議につきましては、事務局が申請内容を説明している、事案ごとに判断基準により適合の可否の審議をし

ている。申請者への審議結果の通知については、申請者へ総会等での指摘や許可条件を説明した件数 4 件、不許可処分の理由の詳細を説明した件数はありません。審議結果等の公表ですが、議事録に記載のうえ公表している。処理期間ですが、標準処理期間は申請書受理から 30 日、平均処理期間も 30 日となっております。2 農地転用に関する事務ですが、1 年間の処理件数は 4 件となっております。こちらにつきましても各項目の是正措置はなしということで実施状況のみ読み上げさせていただきます。事実関係の確認の実施状況ですが、事務局で申請書類の確認を行い必要に応じて農業委員及び事務局職員で聞き取り調査、現地調査を実施している。総会等での審議につきましては、事務局が申請内容を説明している、事案ごとに判断基準により適合の可否の審議をしている。審議結果等の公表ですが、議事録に記載のうえ公表している。処理期間ですが、標準処理期間は申請書受理から 40 日、平均処理期間も 40 日となっております。続きまして 14 ページになります。3 農地所有各法人からの報告への対応です。農地所有適格化法人からの報告について、管内の農地所有適格各法人数が 14 法人法人となっております。うち報告書提出農地所有適格化法人は 11 法人、その内 3 法人ですが、こちらにつきましては、法人設立 1 年未満のため決算時期未到来の法人です。令和 3 年につきましては提出いただいておりません。次の農地所有適格化法人の状況についてですが、勧告した農地所有適格化法人数については 0 法人となっております。4 情報の提供等です。こちらにつきましても各項目の是正措置はなしということで実施状況のみ読み上げさせていただきます。貸借情報の調査・提供、調査対象貸借件数は 20 件、こちらは公表時期は令和 4 年 1 月、情報の提供方法はホームページで公表です。農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動等件数 46 件、取りまとめの時期は令和 4 年 3 月、情報の提供方法は農地の権利移動貸借等の調査を行った、となります。農地台帳の整備、整備対象農地面積は 5,010ha、データ更新は総会終了後、逐次更新しております。公表はフェーズ 2 にて公表しております。それでは 15 ページをお開きください。VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容です。農地利用最適化等に関する事務については、要望意見等は特にありませんでした。農地法等によりその権限に属された事務についても、要望意見等は特にありませんでした。VIII 事務の実施状況の公表です。1 総会等の議事録の公表は、ホームページに公表している。2 農地等利用最適施策の改善についての意見の提出、こちらは意見の提出件数 1 件、提出先及び提出した意見の概要につきましては、提出先は美深町となります。概要ですが、1 安定した農業経営の確立について、2 担い手の育成・確保と支援対策について、3 鳥獣被害対策についてを提出しています。3 活動計画の点検・評価の公表はホームページに公表している。説明は以上です。

藤本会長

議案第 3 号について審議願います。  
ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。  
よって、議案第 3 号令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については、原案のとおり可決決定されました。

## ◎日程第 6 議案第 4 号

藤本会長	<日程第 6>議案第 4 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
村田副主幹	はい、副主幹。
藤本会長	はい、副主幹。
村田副主幹	<p>16 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 4 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、「農業委員会による最適化活動推進等について」で策定を求められた令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）を次のとおり策定することの可否について審議を求めます。1 活動計画（案）、こちらにつきまちは次ページ 17 ページからになります。2 公表の方法、町及び一般社団法人全国農業会議所ホームページに掲載をいたします。今年度から名称と一部内容が変更となりまして別紙の様式となっておりますのでご覧ください。では 17 ページをお開きください。読み上げて提案させていただきます。</p> <p>令和 4 年度最適化活動の目標の設定等、Ⅰ 農業委員会の状況ですが、こちらは令和 4 年 4 月 1 日現在となります。1 農業委員会の現在の体制は、委嘱年月日は令和 2 年 7 月 20 日から任期満了年月日は、令和 5 年 7 月 19 日までとなっております。農業委員数ですが、定数が 10 実数 10、内訳は以下の通りとなっております。農地利用最適化推進委員につきましては、こちらの方は委嘱しておりませんのでなしとさせていただきます。2 農家・農地等の概要です。総農家数と農業経営体数数につきましては、農林業センサス又は農業構造動態調査に基づいて記入しております。次の農業者数につきましては、同じように農林業センサス又は農業構造動態調査に基づいて記入しております。次の認定農業者の関係ですけれども、こちらにつきまちは農業委員会で調べまして掲載しております。耕地面積ですが、こちらは耕地及び作付面積統計に基づいて記入しております。18 ページをご覧ください。Ⅱ 最適化活動の目標です。1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積①現状及び課題。現状ですけれども、管内の農地面積 5,010ha、これまでの集積面積は 4,279.05ha、集積率は 85.41%。課題は、認定農業者へ集積を促進しているが、個々の経営面積が増加し規模拡大が頭打ちになりつつある。そのため集積率は大幅に伸びていない。地域農業を支える新たな担い手の育成、確保し集積促進が求められる。②目標ですが、農地の集積の目標年度は令和 4 年度 1 年としております。今年度の新規集積面積は 21ha、今年度末の集積面積の累計は 4,300ha、集積率は 85.83%、農地面積は 5,010ha、今年度末の集積率は 85.83%としております。昨年が 85.41%ですので、現状維持を目指すような目標としております。(2)遊休農地の解消です。①現状及び課題、遊休農地につきましては美深町では現在ありませんので 0 としております。課題ですが、農業従事者の減少や高齢化に伴う離農者等による農地を手放す農業者の増加が想定されるが、遊休農地を発生させないために地域での事前協議が農地の有効利用を図る上で重要になってくるです。②目標、ア 既存遊休農地の解消、こちらにつきましても 0ha ですですので全て 0 と入れさせていただきます。次、19 ページをご覧ください。(3)新規参入の促進です。①現状及び課題、現状ですが新規参入者につきましては、令和元年度は 0 経営体、令和 2 年度は 2 経営体で 25.5ha、令和 3 年度は 0 経営体となっております。課題ですが、新規参入するまで、就農者が希望する同じ営農経営体で研修を積み、十分な技術を身につける体制を整えている。しかし就農後は、研修中に予測できないことが発生し、安定した経営までには 5 年以上の年数がかかる。営農技術、資金面等を含め、地域や農業関係機関の連携やサポートが欠かせない。②目標、権利移動面積ですが、平成 28 年度は 445.99ha、平成 29 年度は 228.84ha、平成 30 年度は 339.83ha、平均が 338.22ha となっております。新規参入者への貸付等について</p>



て農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積は 11.7ha となっています。これにつきましては今回岩本さんが経営継承を受けて経営する面積となっております。2 最適化活動の活動目標です。(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標、推進委員等となっておりますので、美深では農業委員の皆さんの活動日数が含まれることとなります。一人当たりの活動日数は月 3 日、最適化活動を行う農業委員の人数は 10 人、推進委員はいませんので 0 です。(2) 活動強化と月間の設定目標です。活動強化月間の設定回数を 3 回としております。取組時期は、8 月には農地の集積と遊休農地の解消、こちらは農地情報アプリを活用し、農用地利用状況調査を実施する、遊休農地発生防止を図るとなります。11 月は同じく農地の集積と遊休農地の解消となります。賃貸契約の更新時期のため貸し手借り手の情報を地域で共有し担い手への集積を図るです。3 月は新規参入の促進を取り組みます。北海道新規就農者フェア等に参加し新規参入促進を図るとしてしております。(3) 新規参入相談会への参加目標です。新規参入相談会への参加回数は 1 回。開催時期は未定となっておりますが参加者数は 1 人、相談会名は新規就農相談会とさせていただきます。開催場所は札幌市を予定しております。相談会の内容につきましては、北海道農業公社及び北海道等が主催する新規就農相談会への参加です。説明は以上です。

藤本会長

議案第 4 号について審議願います。  
ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

全員賛成です。  
よって、議案第 4 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定等(案)については、原案のとおり可決決定されました。

## ◎日程第 7 その他

藤本会長

<日程第 8>委員もみなさまから何かありませんか。

藤本会長

事務局から何かありませんか。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

6 月からクールビズが例年どおり始まりますので、次の総会からノーネクタイ、暑ければ上着等脱いでいただいて構いませんのでよろしくお願いします。

## ◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 2 回美深町農業委員会総会を終了いたします。  
大変お疲れさまでした。

※終了 午後 2 時 15 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑩

署名委員 1 番

⑩

署名委員 2 番

⑩